

人材紹介手数料に関するご案内

当社は人材紹介手数料に関し、下記の内容で厚生労働大臣に届出を行い、受理されております。
実際に適用する手数料につきましては、契約書等により下記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきます。

ITecMarin株式会社
有料職業紹介事業許可番号/40-ユ-301551

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の<u>40%</u> 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の<u>40%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の<u>40%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

＊上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号：40-ユ-301551

事業所の名称：ITecMarin株式会社

事業所の所在地：福岡県福岡市中央区天神1-9-17

福岡天神フコク生命ビル15階

返金制度

ITecMarin株式会社
有料職業紹介事業許可番号/40-ユ-301551

●返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が本人の責に帰すべき事由により、入社後6ヶ月以内に退職する等して雇用が終了した場合は、受領した手数料のうち次の割合を返戻する制度です。

紹介料のうち、勤続年数に応じた下記の割合に相当する額を、求人者が指定する下記の銀行口座に現金にて振り込む方法により返還するものとする（振込手数料は当事業所の負担とする。）また、求人者は求職者の退職から30日以内に退職した旨を当社に伝えるものとし、退職から30日を超えた後に連絡を受けたものに関しては返金しないものとする。

	返還する紹介料の割合
入社後1ヶ月以内の退職	50%
入社後3ヶ月以内の退職	25%
入社後6ヶ月以内の退職	10%